

## (公財)北海道サッカー協会第3種委員会 会計処理方法

(公財)北海道サッカー協会(以下HKFA)主催の第3種に関わるすべての大会、実行委員会等開催において、審判員・ボランティア役員・MWO・MCに支給する謝金は以下の通りとする。

なお、HKFA大会等会計処理規程(以下①)により、原則として金額が定められている、または上限が定められている金額に満たない実態もあるが、徒に参加料引き上げとはせず、また協賛企業の獲得など、HKFA第3種委員会で継続して協議することを申し添える。

(1)HKFA主催の第3種に関わるすべての大会は、地域補助金(JFA9地域FA補助金)②、または一括補助金(JFA47都道府県FA)③と参加料収入によって運営されている。(2024年度以前に、協賛金を得ている第3種関係のHKFA主催大会は皆無。)大会終了後に残予算がある場合、収入の②、または③はすべて支出済という考え方から、それは残参加料であり、全出場チームに同額で返金する。その場合、当該大会実行委員長は、以下の3点を遵守すること。

- ①振込による返金とする。振込名義は「(財)ホッカイドサッカーキョウカイ」とし、すべての振込明細書を領収書綴り(様式4)に加えること。監督個人名義口座への振込も可。全チームの口座リストを添付すること。
- ②参加料返金分の科目は「雑役務費」とすること。振込手数料も「雑役務費」である。これは、大会参加申込時に徴収した参加料の額は、返金後も変わらない、ということである。
- ③チーム名、返金額、振込手数料、振込日等を記載した資料(書式自由。個人情報(個人名や口座)は記載しないこと。)を当該チームに展開する他、HKFAのWebサイトにも掲載依頼をすること。「大会情報」→「第3種」→「当該大会」で、開催要項や参加申込書、星取表等と同様に閲覧できることとなる。

(2)指導者や選手(ユース審判)が自チームの試合が行われる日に当該会場へ来場した際は、旅費を受領してはならない。保護者等が自チームの試合が行われる日に当該会場へ来場し、第4審等を担当した場合は、旅費を受領できる。

(3)指導者や保護者等、チーム関係者は、人工芝ピッチにて自チームの試合が行われる日やその前日等に、会場設営や会場撤収に多大な労力を必要としないという考え方から、ボランティア謝金を受領してはならない。ただし、大型テント(タープの類いは除く)の設営や撤収等の1時間を超える作業が必要な場合は、事前に当該大会実行委員長または会計担当者に事前連絡をし、許可を得てからボランティア謝金を受領すること。なお、その場合、例えば500円/h ×2名まで等、計1,000円以内の受領が望ましい。超過する見込の場合、同様に事前連絡をし、許可を得ること。

(4)指導者や保護者等、チーム関係者は、天然芝ピッチ・クレーピッチにて自チームの試合が行われる日やその前日等に、ライン引き作業以外は、会場設営や会場撤収に多大な労力を必要としないという考え方から、ボランティア謝金を受領してはならない。ただし、大型テント等の設営等については、人工芝ピッチ同様とする。ライン引き作業については、例えば1,000円/2h ×3名まで等、計3,000円以内の受領が望ましい。超過する見込の場合、同様に事前連絡をし、許可を得ること。なお、試合前日等は旅費を受領でき、試合当日は旅費を受領できない。

(5)指導者の試合当日の作業は、試合開始時刻のおよそ60分前には、チーム指導者としての役割を果たし始めるという考え方から、遅くとも試合開始時刻の60分前を終了時刻とする。試合前日等も含めて、すべてのボランティア謝金の領収書・受領書には、作業時間および作業開始時刻と作業終了時刻を記入(入力)すること。  
(例)6時間(8:00~10:00、12:30~16:30) ※自チームの試合が11:00開始12:30終了で審判活動無しの場合

(6)運営役員が審判員を兼ねる場合、審判活動時間を除いた時間に対してボランティア謝金を受領すること。また、指導者が自チームの試合の前後で運営役員を務める場合も、自チームの試合時間(試合開始時刻60分前から試合終了時まで)を除いた時間に対してボランティア謝金を受領すること。

(7)自チームの試合が行われず、運営役員として来場する者を不必要に増やさないこと。大会予算の節約に努め、適切な人数配置とすること。

(8)審判謝金 ( ) 内は試合時間70分以内

・①

主 審 1 級 5,000円(3,000円) 2 級3,000円(2,000円) 3・4 級 左記金額を上回らない額  
副 審 1 級 3,000円(1,500円) 2 級2,000円(1,000円) 3・4 級 同上  
第4 審 1 級 1,500円(1,000円) 2 級1,000円(1,500円) 3・4 級 同上

・U15道カブス、ブロックカブス決勝兼道カブス2部参入戦

主 審 3,000円

副 審 2,000円 ※1 級審判員には、①に定められている額（主審5,000円、副審3,000円、

第4 審 1,000円 第4 審1,500円）を支給する。

・U13道カブス1部&2部

主 審 2,000円 ※1 級審判員には、①に定められている額（主審3,000円、副審1,500円）

副 審 1,000円 を支給する。

・U13道カブス3部

主 審 1,000円 ※1 級審判員には、①に定められている額（主審3,000円、副審1,500円）

副 審 1,500円 を支給する。

・地区カブス決勝

主 審 2,000円

副 審 1,000円 ※1 級審判員には、①に定められている額（主審3,000円、副審1,500円、

第4 審 500円 第4 審1,000円）を支給する。

・ブロックカブス

U15道カブスに準拠することを原則とするも、ブロック裁量とする。

(9)MWO謝金 ( ) 内は試合時間70分以内

・①

1 試合3,000円以内

・HKFA主催による第3種の全大会

1 試合1,500円(1,000円)

(10)MC謝金

・①

1 試合3,000円以内

・HKFA主催による第3種の全大会

同上。

(11)ボランティア謝金

・①

1 時間500円以内、1日上限5,000円以内

・HKFA主催による第3種の全大会

同上。さらに、上述の(3)～(7)項を遵守すること。

(12)旅費

本会計処理方法制定と同時に改定する旅費規程に準ずる。さらに、上述の(2)・(4)項を遵守すること。

(13)その他

地区FA主催大会も、上述の(2)～(12)項に拠ることを原則とする。